

表3-55 1914(大正3)年中郡苗代違反者と共同苗代数

村名	苗代所 箇	共同苗代組合 (組合員)	督励により 更正した 代箇所数	違反者数		
				科料	説諭	計
城島村	448	5(54)				
岡崎村	624	4(36)	5		5	5
大田村	540	1(11)				
豊田村	118	1(13)	9			
成瀬村	459	3(30)				
相川村	530	2(22)	11			
高部屋村	270	1(10)	11			
比々多村	1,248	1(28)				
吾妻村	436	1(10)	9			
旭目村	471	1(10)				
金目村	948	2(20)	28			
大磯町	500	—	345	54	30	84
大府村	447	—	23	16	12	28
神田村	366	—	2			
金田村	200	—	2			
土沢村	420	—		1		1
伊勢原村	305	—	15			
大山村	85	—	20	5	5	10
北秦野村	114	—	15			
大野村	139	—			3	3
ほか7か町村	1,935	—				
計	10,603	22(244)	495	76	55	131

注 『神奈川県中郡報』第2, 15号より作成。なお違反者のうち拘留はない。

「共同苗代設置奨励ノ件」によって、「苗代ノ管理ヲ容易ニシ稻ノ種類ノ統一ヲ促シ害虫駆除ノ便利ヲ助クル等稲作ノ改良発達上ニ至大ノ功益アルモノ」として普及が図られた。すなわち、農民に共同苗代組合を結成させ、これに補助金を交付するものであった。中郡での同組合は、次のような規約の下に作られている。

ぐのが共同苗代の経費への補助と堆肥舎新設費への補助で、一九一四年は半減したが、水田関係農事改良への奨励費の比重は、依然として高い。水田苗代については、早くから全国共通の必行事項として短冊苗代(一名狭苗代、幅を三尺ないし四尺とし約一尺の溝を添えた長方形の苗代)の作成が違反者の処罰という強制措置をともなって奨励された。一九一四年の中郡でも、約一万の苗代のうち約五割が作り直しを命じられ、約一割余が罰せられている(表三一五五)。また、共同苗代は、本県では明治三十八年四月十九日訓令第一一号

- 一 本組合ハ水稻耕作上ノ經費ヲ節約シ、良好ナル一定ノ稲苗ヲ作ルヲ目的トス
  - 二 本組合ノ苗代設置ニ就テハ、郡技術員ノ指揮ニ従ヒ、管理ハ組合員順番ニ之ニ当ルモノトス
  - 三 郡農會ヨリ受ケタル補助金ハ、本組合基本財産トシテ之ヲ蓄積スルモノトス
  - 四 本組合ノ費用ハ組合員ノ負担トシ、各自ノ所要、苗代面積ニヨリ、惣代人ニ於テ之ヲ分賦徴収スルモノトス
- これによれば、組合参加の農家は、自分が栽培する水稻の品種、早・中・晩生の配分等に大きな制約をうけることになり、一方で、郡農會からの奨励金も自由に使用できず、却って組合からの脱退が難しくなる。こうしたことから共同苗代の普及は、中郡二七町村のうち一一か村に止まり、その一一か村も、一大字のうちのごく一部でこれを実施しているにすぎない。一戸が一箇所の苗代を作ると仮定すれば、右一一か村のうち最も普及している城島村でも、全農家の一二割が加入しているだけであつた。
- 前述のように、本県で商品経済への対応を図る農事改良が行われるようになった日露戦後期でも、普通農事とくに耕地整理・苗代改良など水田関係農事改良の比重は高い。このことは、畑作を主体とする本県にあっても、水田を中心に展開している地主制にとって有効な政策が実施されたことを意味している。しかし、以上にみたように、それは実際には、わずかな効果しかあげることができなかった。



## 第三章 貿易・金融の発展

### 第一節 条約改正と横浜貿易

#### 一 条約改正と商権回復

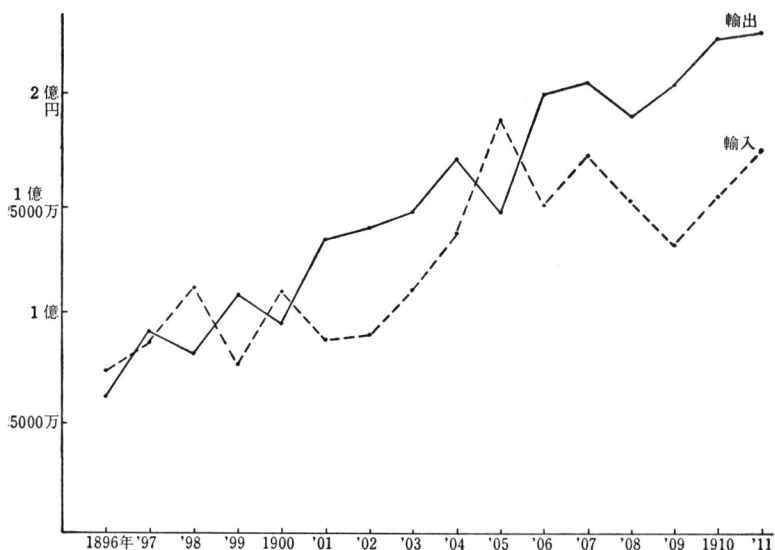
##### 横浜貿易の 発展

日清戦争の勝利をスプリング・ボードに、急速に資本主義的發展をとげた日本は、日露戦争にも勝利して、世界の帝國主義列強に仲間入りすることとなった。この間、一八九九（明治三十二年七月）には、日英通商航海条約をはじめとする改正条約が実施され、治外法権は撤廃され、関税自主権もいちおう回復された。開港以来の貿易を規制していた、居留地と協定関税という二つの制度的枠組がとりはられたのである。また、一八九七年十月からは、銀本位制に代わって金本位制を実施し、イギリスを軸とする国際金本位制に、日本も参加することとなった。条約改正と金本位制採用によって、日本は、制度的には、欧米先進諸国と対等な立場に立つにいたったのである。

治外法権の撤廃は、一方では、偏った領事裁判による日本側に不利な商事紛争裁決などの事例の発生を根絶し、商権回復を促進させることとなったが、他方では、外国人に、いわゆる内地雑居を認め、国内の商業活動を自由化したことから、国内経済に対する外国資本の影響力が拡大する可能性を含んでいた。居留地が廃止され、外国商人は、日本の法秩序のもとで、国内



図3-4 横浜の貿易（1896—1911年）

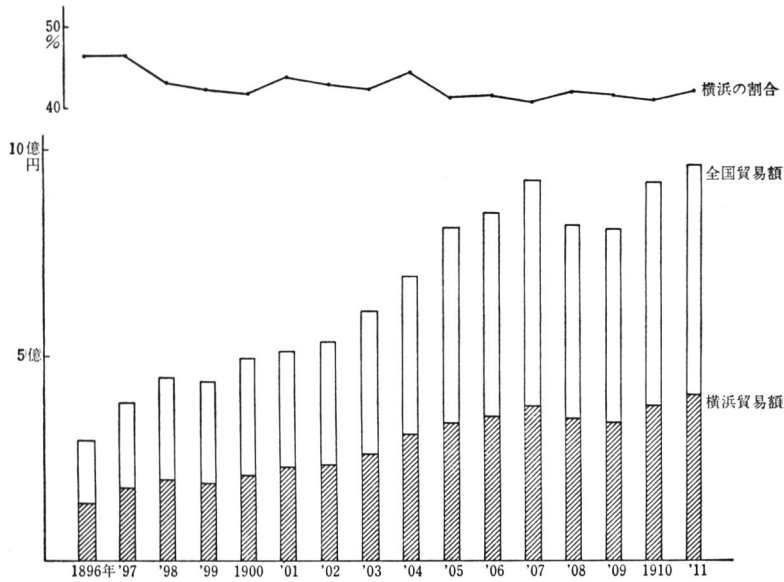


注 『大日本外国貿易年表』の数値。『横浜市史』資料編2 104, 131ページによる。

どこにおいても自由に活動できることになった。しかし、実際には、すでに、四〇年近く続いてきた居留地貿易は、居留地という枠がはずされても、大きく変化することはなく、日本商社による直貿易の拡大という方向で外国商館の貿易支配体制の解体が徐々に進行したのであり、国内活動の自由を獲得した外国商館の国内流通への勢力拡張・巻返しというような事態は生じなかった。外国商館と国内市場とを結ぶ流通体制、とくに売込商体制の強力な存在が、外国商館の国内進出をおさえたといえる。この時期の横浜売込商体制については、のちにやや詳しくみることにする。

関税自主権は、原則的に回復され、一八九九年から「関税率法」が施行されるにいたった。しかし、条約改正の際に、協定によって税率を定めた協定品が、合計一〇四品目にわたって存在したので、自主的な国定税率の適用範囲は狭く、実質的には、なお関税自主権は、部分的に回復されたにとどまった状態であった。改正条約の有効期間一二年が満期となるに際しての第二次条約改正（一九一一年）によって、

図3-5 全国貿易と横浜（1896—1911年）



注 『大日本外国貿易年表』の数値。貿易額は、輸出額と輸入額の合計。横浜の割合は、全国貿易額に対する横浜貿易額の百分比。『横浜市史』資料編2 40, 60, 104, 131 ページによる。

協定税目には削減され、関税自主権は、ほぼ完全に回復されるにいたった。関税自主権の回復は、産業政策の手段として関税率を操作することを可能にしたのであり、一九〇六年の「関稅定率法」改正では、国内工業保護のために原料関税を軽減して製品関税を引き上げ、農業保護のために米穀関税を設けるという方針がとられている。産業政策としての関税政策の展開は、貿易のあり方にも大きな影響を及ぼすこととなった。

条約改正と金本位制採用の時期から明治末にいたる期間の横浜貿易の推移を概観すると、図三・四のようになる。輸出は、一八九六年から一九一一年の間に三・七倍になり、輸入は同じ間に二・四倍となっている。輸出は、一九〇六年ころまでは、ほぼ順調に伸長しているが、その後は、やや停滞する傾向を示している。輸入は、一八九八年までは急増し、一八九九年から一九〇二年ころまでは停滞的で、その後一九〇五年まで急増し、その後は、再び停滞する動きを示してい

る。

全国貿易は、同じ期間に図三一五のように推移しているが、増減傾向は、横浜の輸入額の動きと同様である。すなわち、日清戦争後の好況が、一八九七―一八九八年の一時的景気後退で沈静化し、一九〇〇―一〇一年には恐慌が発生するという景気変動が、貿易面では、一八九六―一八九八年の貿易額増加とその後一九〇二年までの停滞としてあらわれてくる。そのうち、日露戦争にかけての時期には、景気回復過程に、戦時輸入増が加わって、貿易は急増するが、一九〇七年の世界恐慌をきっかけに、一九〇八年には日露戦後恐慌が発生して、以後、不況が慢性化したかたちとなり、貿易額も、停滞傾向を示すのである。

横浜貿易は、輸出では生糸類の割合が特に大きいために、その主輸出先であるアメリカの景気・経済動向に依じて輸出額変動が生ずる傾向があるので、横浜輸出動向は、日本国内の景気変動を反映しない場合が多く、むしろ、横浜輸出の変動が、国内景気の動向を左右する場合もみられる。これにたいして、横浜輸入は、国内景気動向を事後的に反映して変動する場合が多いといつてよいだろう。横浜貿易の構成については、のちに検討することとして、つぎに、横浜貿易をささえた売込商体制を中心に、横浜における貿易活動の特徴をみておこう。

### 生糸売込商の活動

横浜の代表的輸出品である生糸を取り扱う生糸売込商については、すでに本書第一・二編で述べてきたが、ここでは、明治三十年（一八九七）代の生糸売込商の活動を、同時代人の観察資料によりながらみてみよう。

横浜生糸売込商は、地方荷主（製糸家または地方生糸問屋）と横浜輸出商（外国商館または日本直輸出商社）の間の流通を媒介する商人であり、開港直後から登場し、次第に、問屋金融を含む問屋機能を充実させて、生糸輸出の拡大に重要な役割を果たす存在となった。横浜生糸売込商の、問屋として完成された活動ぶりを、明治三十三、四年の東京高商（現在の一橋大学）学生の報告書（『資料編』16近代・現代⑥ 五三、『資料編』18近代・現代⑧ 一六・一七）を中心にみると、おおよそ次のようである。

生糸売込商は、地方荷主から委託された生糸を、輸出商に売り込む業務をおこなうのが本筋であり、自己の思惑で生糸を買い取るとはほとんどない。生糸売込商は、顧客である地方荷主に対して、原料繭の購入資金の一部を前貸しする前貸金融をおこなう。地方製糸家が、製造生糸の売込委託を予約する場合には、問屋が繭資金を供給するもので、製糸家は約束手形を振り出し、問屋は、それに裏書きして横浜市中銀行で割り引いてもらって前貸資金を調達するのが普通であった。製糸家は、この原資金で繭を購入し、さらにその繭を担保に地方銀行より資金を借り入れて繭を購入するというかたちで、必要量の原料繭を確保した。この前貸金融は、生糸売込問屋の荷主獲得競争のなから、明治二十年代に発生したものであったが、製糸家の原料繭資金の安定供給によって、輸出生糸の生産拡大に大きく寄与することとなった。

製糸家は、製出した生糸を生糸売込商に送るが、普通は、荷為替を取り組む。つまり、製糸家は生糸を運送会社に託したのち、保険付貨物受取証とともに、生糸売込商あての荷為替手形を地方銀行に持参して荷為替の取組みを依頼する。生糸売込商が為替手形を引き受ければ、地方銀行は、為替手形を割り引いて、製糸家に手形金額から割引料（利子）を差し引いた金額を支払う。生糸売込商は、為替手形の期日に、横浜の市中銀行に手形金額を支払って、銀行の倉庫に到着している生糸を受け取る。この場合に、生糸売込商は、委託された生糸を担保にして約束手形を振り出し、それを横浜の市中銀行で割り引いてもらって支払いに充当することも多い。

生糸売込商は、製糸家から送られてきた生糸を、外国商館や日本輸出商社に売り込む。見本によって仮契約が成立すると、全量が商館・商社の倉庫に搬入され、品質検査（拜見）・計量（看貫）ののちに、代金が支払われる。外国商館の専横に対する横浜生糸売込商の「商権回復」をスローガンとした対抗努力は、この生糸売込みに際しての取引慣行をおおむね正常化することに成功していた。第二編で述べた一八八一（明治十四）年の連合生糸荷預所事件ののちも、「商権回復」運動は続けられ（横

浜市史」第四卷下 四五五ページ以下を参照)、一九〇〇(明治三十三年)年に「横浜生糸貿易規則」が設けられて、生糸取引の正常なルールが確立された。

条約改正によって、一九〇〇年から外国人にも「度量衡法」(一八九一年公布、一八九三年施行)が適用されることとなったが、生糸の看貫に使用する新しい衡器をめぐって、生糸売込商と外国商館の間で対立が起こった。それをきっかけに、取引慣行の是正交渉がおこなわれた結果、「横浜生糸貿易規則」が、内外商の合意事項として定められた。従来のポンド単位の衡器を和斤単位の衡器に変更するにあたって、日本側は、八分の一目盛(最小目盛が〇・一二五斤)のものの使用を主張したが、外商側は、四分の一目盛(最小目盛が〇・二五斤)のものを主張した。看貫では、最小目盛以下は切り捨てる慣例になっていたから、買手には粗い目盛、売り手には細かい目盛の衡器が都合よかったわけである。折衝の結果、日本側は、衡器については妥協して、四分の一目盛のものを使用することを認めたが、いくつかの不当な取引慣行を廃止させることに成功した。

生糸を秤量する際に用いる木綿袋は、六〇匁ほどの重量であったが、慣行では、九〇匁ないし一二〇匁を風袋料として差引秤量することとなっていた。これを、正量で秤量するよう改めさせたのが第一の是正事項であった。第二に、品質検査のために抜き取った生糸は、外国商館の取得物とされ、また、見本品・参考品として若干(二二匁)について一本)の生糸を無償で提供する慣行があったのを改め、検査生糸は売り主に返還し、見本品は有償とすることを規定した。そのほか、生糸荷造りに用いられる結束糸(括糸)・帯紙の重量の評定方法を改正したり、看貫に籠を用いる場合には売り主が自由に籠を検査し不正を防止するなどの事項が規定された。

「横浜生糸貿易規則」では、必要に応じて、生糸の正量を定めるために生糸検査所の水分検査を受けることとした。生糸の含有水分の多少は、取引生糸の重量確定の際に常に考慮される点であり、外商は、生糸無水量に規定水分量(一一匁)を加え



生糸検査所

【横浜商業会議所月報】より

た正量による取引を主張したが、日本側は、正量取引の即時実施には検査体制などに問題があるとして反対した。結局、正量取引は実施せず、従来通り原量取引とするが、水分量が多いと買い手が判断した場合には、生糸検査所の水分検査を受け、正量と原量の差が原量の二割をこえる数値となったなら、買い手は弁償を請求できることと取り決められた。

生糸検査所は、その必要性が早くから唱えられていたが、ようやく一八九五年に「生糸検査所法」が公布され、翌年、横浜と神戸に新設された（神戸検査所は一九〇一年に廃止された）。横浜生糸検査所は、生糸の委託検査を無料でおこなう業務を開始し、とくに、一九〇〇年に「横浜生糸貿易規則」がつくられてからは、活発に利用されるようになった。生糸取引の前提となる品質・重量の評定が、不当な慣行の是正と生糸検査所の活用によって、次第に合理的におこなわれるようになったことは、生糸輸出の促進につながったといえる。

「横浜生糸貿易規則」の制定交渉のなかで、外商側は、生糸の代金支払を、拝見後一四日以内にするという二週間延払い制を提案した。これにたいして、日本側は、強く反対し、従来通り、拝見後三日以内という現金決済制を、そのまま続けさせることに成功した。問屋レベルの取引が、延払いや手形によらずに、即時現金で決済されるという事例は、国際的にはもちろん日本の商慣習のうちでもかなり異例に属するものであり、これは、売り手側にとってきわめて

好都合な慣行であった。生糸売込商は、売掛金のこげつき、手形の不渡りなどのリスクを負担する必要がなく、短期間に取引を完了することができる。このために、生糸売込商は、容易に生糸荷為替を引き受け、為替金支払から売込みまでの期間の金融（荷為替立替払）を分担することができるのであり、したがって、製糸家も、生糸代金を短期間に手にすることができ、効率よく資金を回転させることが可能となるわけである。

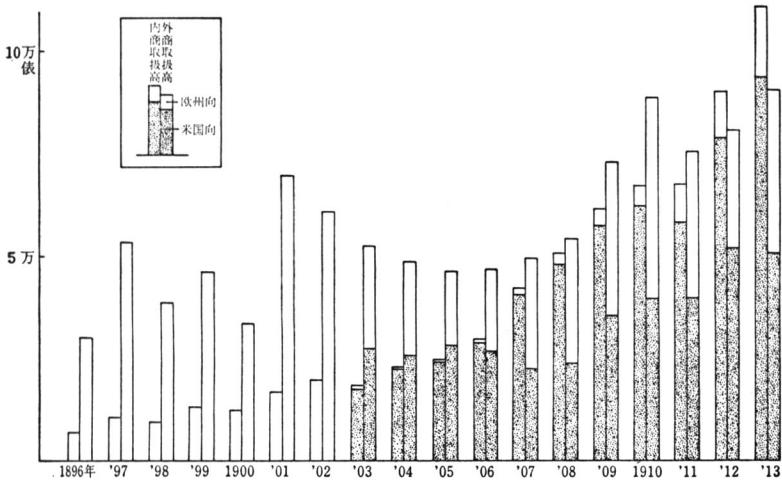
購繭原資金の前貸しから代金決済にいたるまでの生糸売込商の活動は、生糸輸出の拡大をささえる大きな要因となったのである。

### 生糸直輸出の拡大

生糸輸出の拡大を促進した要因としては、日本商社による積極的な輸出活動、いわゆる直輸出の発展をあげなければならぬ。横浜で生糸を取り扱う日本商社のおもなものは、生糸合名会社・三井物産会社・同伸会社・原輸出店の四社であり、生糸を扱う外国商館約二〇社とならんで、生糸輸出活動を展開した。日本商社（内商）と外国商館（外商）の輸出生糸取扱高の推移をみると、図三―六のとおりである。

日本商社取扱高は、一八九七年で約一万俵、全輸出高の約一七割であったが、五年後の一九〇二年には約二万俵二四割に増え、一九〇六年に約三万俵三九割に達したのち、急激に伸長した。そして、一九一二年には、九万俵をこえて、外国商館取扱高を追い越し、全輸出高の五三割が直輸出によるものとなった。一八九七年と一九一二年の数値をくらべると、輸出高増加分は約一〇万七〇〇〇俵であるが、そのうち日本商社取扱高の増加分は約八万俵で、日本商社の輸出拡大寄与率は約七五割という大きな数値になる。輸出生糸の仕向地をヨーロッパとアメリカに区分してみると、日本商社の取扱生糸の大部分はアメリカ向けである。アメリカ向け生糸の取扱高に限ってみると、一九〇六年に、日本商社取扱高が外国商社取扱高を追い越し、一九〇七年以降は、日本商社の取扱高が六〇割以上を占めている。日本商社は、アメリカ向け生糸を中心に、直輸出を拡大させ、

図3-6 内外商別・地域別生糸輸出高（1896—1913年）



注 『横浜市史』第4巻上 122ページ第57表によって作成。原資料は 原合名「生糸貿易概況」。1903—1906年は、各年7月から翌年6月までの生糸年度の数値。

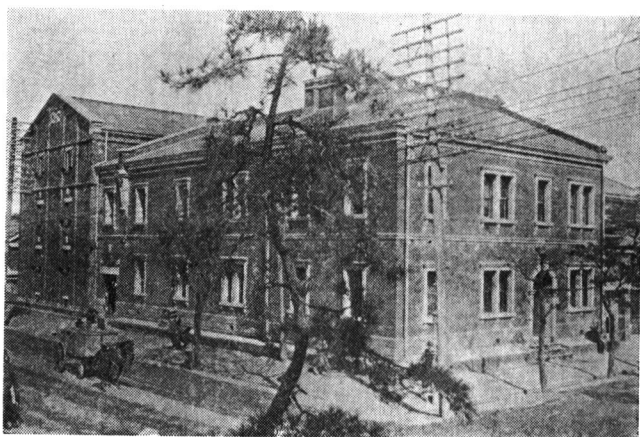
いわゆる商権の回復を実現させたのである。

日本商社のなかでは、一九〇六年ころまでは生糸合名会社が取扱第一位にあったが、以後は、三井物産会社が第一位となった（『横浜市史』第四巻上一五六・一五七ページ、第六四表参照）。三井物産会社の取扱高は、明治末期（一九一〇—一九一二年平均）で日本商社取扱高の約五二割、全輸出高の約二六割を占めている。同じ時期に、外国商館のなかの取扱高第一位のシーベル・ヘグナー商会は、全輸出高の約一割を占める程度であったから（同上書、第六〇表）、三井物産会社は、日本からの生糸輸出の最大手商社であった。

日本商社は、輸出生糸の一部を、直接に製糸家から買い入れる場合もあったが、多くは、外国商館と同じような仕方、横浜生糸売込商から買い付けていた。日本商社による生糸輸出の拡大も、いわゆる売込商体制のうえにのって進められたわけである。

明治初期からの懸案であった直輸出は、このようにして、明治後期には大きな割合を占めるにいたった。この間、政府の直輸出奨励政策として、「生糸直輸出奨励法」が制定されたが、短期間で廃止されるという一幕があった。生糸直輸出奨励策の立法化は、蚕糸業





三井物産合名会社横浜支店

『横浜商業会議所月報』より

関係者の宿願であり、一八九三年の第三帝国議会から毎年衆議院に提出されていた。そして、一八九七年の第十帝国議会で政府提案の「生糸直輸出奨励法」が成立し、翌九八年四月から施行されることとなった（以下、『商工政策史』第五卷三三八―三五五ページによる）。この法律は、国産生糸で検査に合格したものを輸出した日本商人・日本商社に対して、奨励金を交付する旨を定めていた。ところが、実施間近い改正条約のなかには、奨励金等では条約締結国民は相互に平等に扱われるとの条項があった。したがって、新条約実施後には、「直輸出奨励法」は、廃止されるか、一般的な生糸輸出奨励措置に改正されるかのいずれかにならざるを得ないわけで、はじめから、きわめて短期的な立法の性格を持っていた。このことは、議会の審議過程でも問題とされたが、政府は、短期間でも必要な措置であると主張して議会を通過させたのであった。

「生糸直輸出奨励法」が公布されると、諸外国は、たとえ短期間であっても、輸出奨励金によって在日外国商の商権がおびやかされるし、また、生糸生産国は競争上不利になるという観点から、これに強く反発した。とくに、新日仏条約の批准を議会審議中であつたフランスでは、「生糸直輸出奨励法」に対する反発が、新条約批准反対につながるおそれもでてきた。政府は、諸外国の反発に対して、外商排除の意図はなく輸出生糸の品質向上のための措置で、新条約発効後は外商にも奨励金を交付すると陳弁につとめた。しかし、フランスとの新条約締結

が危惧されるにおよんで、政府は、ついに、「生糸直輸出奨励法」の廃止を内密に約束せざるを得なくなった。

廃止の内約で諸外国の反発をなだめた政府は、一八九七（明治三十）年十二月の第十一帝国議会で廃止法案を提案しようとしたが、開会直後の内閣不信任案提出で議会解散となり、廃止法は制定できなくなった。政府は、対外内約の手前から「生糸直輸出奨励法」の施行関係の勅令を制定しないことで事態を乗り切る緊急方策も検討したが、法制上は実行困難で、結局、一八九八年四月から、同法は施行されるにいたった。そして、同年五月の第十二帝国議会で廃止法案が成立し、「生糸直輸出奨励法」は、五六日間施行されただけで廃止となった。

五六日の施行期間中、約四万斤の生糸が、同法の検査対象となったが、奨励金の交付基準に達して合格したのは約一万斤にすぎなかった。検査対象量も過少であり、合格量も著しく少ないところから、同法は法的には施行されたとはいえ、行政的に施行効果を極小にする政策的配慮が払われたのではないかとの疑問が残る。「生糸直輸出奨励法」は、後進資本主義国の経済政策展開の限界を示す典型例であるといつてよいだろう。

直輸出に限らず生糸輸出一般に対して促進要因となった政策として、生糸輸出関税の廃止がある。政府は、産業政策上の配慮から、綿糸などの輸出税を順次廃止する措置をとってきたが、生糸輸出税などは、財政収入を得る目的で存続させていた。生糸輸出税廃止は、早くから蚕糸業関係者から要望されており、一八九六年十二月には、横浜商業会議所が、生糸・製茶・海産物など残された輸出税賦課を全廃する建議（『資料編』18近代・現代(8) 三）を政府に提出した。政府も、すでに、輸出税廃止の方針をとっており、新条約実施を機会に、一八九九（明治三十二）年七月から、残る輸出税を全廃することとした。生糸・製茶・海産物・銅などの横浜主要輸出品の輸出税が廃止されたことは、横浜輸出を拡大させるひとつの要因としてはたらいたのである。

製茶売込商と  
陶磁器売込商

生糸のほかの輸出品取引でも、売込商の活動がみられるが、商品によってその実態にはかなりの相異がある。生糸に次ぐ重要輸出品となった絹織物の場合には、生糸とちがって、外国商館が、直接に生産地で買付けける形態も発達し、やがて、日本商社の直輸出が拡大すると、日本輸出商社による生産地直接買付けが大きくなった。そこで、横浜の絹物売込商は、次第に活動範囲をせばめられることになり、輸出商に対する立場も弱くならざるを得なかったわけである（絹織物輸出機構については、『横浜市史』第四卷上三五七ページ以下を参照）。

初期貿易において生糸に次ぐ重要商品であった製茶の場合には、かなり生糸と似たかたちの売込商活動がみられる。製茶売込商の活動ぶりを、明治三十三年の東京高商学生の報告書（『資料編』18近代・現代⑧）でみてみよう。製茶の場合も、外国商館による産地直買はなく、売込商が、産地の製茶問屋が仲買人・摺売商を通して集荷した製茶を、外商に売り込んだ。売込みの手順は、(一)見本品によって外商と口頭契約が結ばれ、(二)外商倉庫に現品が搬入され、(三)拝見場で採取検査がおこなわれ、(四)合格すれば看貫場で計量がおこなわれ、(五)三日以内に代金が支払われるというもので、生糸売込みと同様であった。看貫料として一〇〇〇斤について五〇銭程度が徴収される慣行も、初期貿易以来の悪習とされながら続いていた。

製茶売込商は、地方問屋からの送り荷を、そのまま外商に売り継ぐのではなく、組合せという作業をおこなう点で、生糸売込商とややちがう活動をする。外商に売り込む単位量が大きいために、地方問屋からの送り荷をいくつか合同させる必要があること、外商の望む品質の製茶にするためには数種の製茶を配合する必要があることから、製茶売込商は、組合せをおこなう。製茶売込商は、それぞれ、コンクリートの床をもつ製茶組合所を持ち、配合すべき製茶を層をつくりながら積み重ね、端から切り崩しながら混合する。この組合せ、つまりブレンドの技術によって、製茶売込商は、下級茶を格上げさせることもできるわけで、技術の良否、ブレンドの手腕が、売込みの成否にかかわったのである。

また、売込商仲間の間での製茶売買が広くおこなわれていたのも、生糸商と異なる点である。製茶売込商間の取引は、才取さいとと呼ばれる仲次人によって媒介され、一五日以内に代金を支払う現物取引であった。仲間取引は、短期間に巨大な利益をもたらす可能性があるもので、売込商の業務のなかでも重要な部分を占めていたといわれる。このほか、製茶輸出が、横浜独占ではなかった関係もあって、送荷した荷主が、市況に応じて、東京・神戸など他の市場に売り先を変更することがあり、送り荷の転送がしばしばおこなわれた。生糸商が前貸金融などで地方荷主と強く結合していたのとは対照的である。

製茶の直輸出は、横浜の日本製茶株式会社、神戸の関西貿易合資会社などによっておこなわれていたが、直輸出が伸長するのは一八九九年に清水港が開港されて以後である。これと同時に、製茶貿易における横浜の地位は急速に低下することになるが、この点は、次項で述べる。

陶磁器の横浜からの輸出も、はじめは、売込商から輸出商へという経路が主流であった。陶磁器売込商のなかでは、生産地に支店または本店を置いて、自家生産品または自家仕入品を、外国商館に売り込むという商店が多く、地方荷主から委託を受けて売り込むというかたちは、きわめて少なかった。日用品陶磁器の場合は、形状と図柄が外国需要者の嗜好に合わなければならぬから、外国商館が指示したデザインの商品を、国内で生産する方式が主流となり、生糸・製茶の場合とは異なった流通機構がつけられたわけである。

陶磁器売込商の活動を、明治三十三年の東京高商学生調査報告書（『資料編』18近代・現代⑧ 三）でみよう。ヨーロッパ向け陶磁器は、デザインの嗜好が安定しているので、売込商は、定形的なデザインの製品を生産地であらかじめ仕入れて、外商に売り込む場合が多かった。アメリカ向けは、デザインの流行性が強いために、まず外商から注文を受けてから生産者に発注する場合が多かった。外商からの発注には、売込商が、あらかじめ用意した見本を外商に呈示すると、外商は取引先に見本を送っ

て注文を聞き、その結果で、売込商に買入れ注文を出すという場合（帰注文と呼ばれた）と、取引先から送られてきた見本によって、外商が売込商に買入れ注文を出す場合（本国注文と呼ばれた）とがあった。注文を受けた売込商は、注文の形状の陶磁器素地を仕入れ、注文の図柄の絵付けをおこなわせる。素地の形状は定形的な場合が多いので、売込商は、あらかじめ、素地を見込みで仕入れておき、外商からの受注後ただちに横浜周辺の絵付加工業者にまわして短期日に納入できる態勢をととのえておくこともしばしばある。

売込商は注文品が揃うと、外国商館に搬入し、拜見と呼ばれる検査を受ける。拜見では、製品全部について、見本品と照合し、寸法・形状・絵付け・疵をチェックし、不合格品をペケとする検査がおこなわれる。ペケとした製品を値引きさせて買い取る商館もあり、過度にきびしい検査によってペケを多くする悪慣習も存続した。代金の支払いは、一―二週間以内が普通であった。なお、横浜からの陶磁器輸出では、米国向けを扱う中国系外商（清商）の活動が盛んで、一九〇〇年ころで、外商の取扱高の約四〇％を清商が占め、欧米系外商が約六〇％を取り扱っていたといわれる。陶磁器の直輸出は、森村組の手で開始されたことは第二編で述べたが、一九〇九年の横浜からの陶磁器輸出のうちで日本輸出商の取扱いは、約三四％で、なお外商の取扱いが大きかった（『横浜市史』第四卷上 三四ページ）。

### 直貿易の

#### 拡 大

明治後期の外国貿易において、日本貿易商による直貿易が拡大したことは間違いない事実であるが、それを数値によって実証することは、資料の制約からして困難である。内外商別貿易取扱高の全国数値は、第二編で利用した一九〇〇（明治三十三年）年までのものしか得られない。それ以後は、神戸税関が調査した神戸港貿易の数値が、公的資料の唯一のものである。それによると、神戸港輸出品の日本商取扱割合は、一九〇一年で二四・八％、一九〇六年で三六・五％、一九一一年で五一・五％、一九二〇年で七〇・一％であり、同じ年次の輸入品の日本商取扱割合は、三七・〇、四六・六、

六三・八、九〇・二割である（『日本経済統計総観』二三六ページ）。神戸港の場合には、明治末には日本商取扱高が外商取扱高をこえていることがわかる。

横浜については、同様な資料は得られないが、一九〇〇年と一九〇九年の数値が推計されている（『横浜市史』第四卷上三四ページ）。それによると、横浜輸出品の日本商取扱割合は、一九〇〇年の二三・二割から、一九〇九年には、四一・四割に増え、横浜輸入品の日本商取扱割合は、同じ年間に、二八・六割から四五・三割に拡大していることがわかる。直貿易の拡大は、かなり急速に進んだことがうかがわれる。一九〇九年の数値には、商品ごとの内外商取扱高が示されている。輸出品では、生糸の日本商取扱割合が四七割と高く、羽二重も三九・七割、絹ハンカチーフは二七・二割で、銅は一七・六割、製茶は一〇・四割となっている（同上書 三六ページ）。輸入品では、油粕と米の日本商取扱割合が、九〇割をこえ、砂糖は八五・九割、繰綿は五五・九割と高く、羊毛は四六・五割、機械類は四五・三割、鉄類は四〇・二割、毛織物は三六・八割、綿織物は一三・一割などとなっている（同上書 三六ページ）。

商品によって日本商の取扱割合は異なるが、明治末期には、いわゆる商権回復の課題はおおむね実現されたということができらるだろう。

## 二 明治後期の輸出入動向

### 輸出品の構成

一八九七（明治三十）年から一九一一（明治四十四）年までの期間の横浜からの輸出の主要品別構成をみると、表三一五六のとおりである。生糸・絹織物が輸出品の第一、二位を占めるといって、一八九〇年代に確立した輸

表3-56 横浜主要輸出品 (1897—1911年)

年次	生糸	絹織物	絹ハンカチ	綿糸	綿織物	銅	漆器	陶磁器	茶	水産物	その他	輸出総額
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	万円
1897年	61.3	10.5	3.7	0.9	0.4	3.0	0.6	0.6	5.6	(0.8)	12.6	9,070
1898	52.4	15.2	4.4	1.1	0.3	4.1	0.8	0.7	6.7	1.5	12.8	8,031
1899	57.8	15.9	3.1	0.8	0.4	3.9	0.7	0.5	5.0	1.1	10.8	10,828
1900	46.9	19.6	4.5	0.5	0.4	5.2	0.9	0.5	5.6	1.2	14.7	9,513
1901	55.8	19.0	2.9	0.4	0.3	4.4	0.5	0.4	3.8	1.4	11.1	13,382
1902	55.2	19.9	2.2	0.3	0.3	3.6	0.4	0.4	4.5	1.2	12.0	13,902
1903	50.7	19.7	1.9	0.6	0.4	4.5	0.4	0.4	6.2	1.3	13.9	14,658
1904	52.1	22.5	2.7	0.6	0.4	3.2	0.5	0.3	4.8	1.3	11.6	17,021
1905	49.3	19.9	3.3	0.5	0.5	2.2	0.6	0.4	4.6	1.4	17.3	14,559
1906	55.0	17.0	2.7	0.4	0.4	3.7	0.6	0.4	2.7	1.2	15.9	20,085
1907	56.8	14.7	2.5	0.3	0.6	3.9	0.5	0.4	2.8	1.0	16.5	20,589
1908	56.9	15.3	2.0	0.2	0.4	4.4	0.4	0.2	2.2	0.7	17.3	19,081
1909	60.6	13.3	1.8	0.6	0.4	3.6	0.3	0.3	2.2	1.0	15.9	20,516
1910	58.1	13.8	2.1	0.7	0.5	3.1	0.3	0.3	1.8	1.0	18.3	22,517
1911	56.5	14.3	1.8	1.1	0.5	3.4	0.3	0.3	1.4	1.3	19.1	22,808

注 「大日本外国貿易年表」の数値。「水産物」の1897年は、昆布・あわび・するめ3品の合計。総額は1000単位で4捨5入。「その他」は表出数値の残差として計算した。「横浜市史」資料編2 79—81, 85, 87, 88, 90, 93, 96, 97, 103, 104ページによる。

出構成が、この時期にも続いている。綿糸・綿織物の構成比はあまり変わらず、日本の代表的輸出品である綿業製品も横浜貿易においては低い地位を占めるにすぎない。

製茶の横浜輸出に占める割合は、この期間に大幅に低下し、一九〇〇年代後半には、銅の輸出を下回る状態になった。日本の製茶輸出が、インド・セイロン産の製茶におされて伸び悩むなかで、一八九九年に清水港が開港されて、清水港からの製茶輸出が開始されたことが、横浜の製茶輸出を減少させたのである。一八九七年には、約二七〇〇万ポンドの製茶が横浜から輸出されていたが、一九〇六年以降急減しはじめて、一九一一年には、約九〇〇万ポンドに減少した。清水港からの製茶輸出は、一九〇五年に静岡市に静岡製茶再製所が設けられ、一九〇六年に北米航路の往航船の清水港寄港が開始されてから、急増し、一九〇九年には、横浜輸出を追い越して、以後、清水港は製茶の第一輸出港となった（『日本茶

輸出百年史』二〇四―二〇六ページ)。一九一一年の清水港製茶輸出は、約二三四〇万ポンドで、横浜輸出の約二・六倍となった。清水開港後、横浜の製茶売込商や外国商館が、清水や静岡に移転したり、支店・出張所を設けるケースが多かった。横浜の日本製茶株式会社も一九〇六年の再製工場火災ののちには、静岡に工場を再建した。製茶輸出において横浜が果たしてきた重要な役割は、一九〇〇年代中ごろでほぼ終わったといつてよいだろう。

銅輸出は、横浜輸出の三―四割を占めており、銅は、明治末期には、生糸・絹織物に次ぐ重要輸出品であった。一八九七年の横浜からの銅輸出額は、約一一三六万斤、二六九万円であったが、一九一一年には、二二五〇万斤、七七五万円と数量では一・九倍、価額では二・九倍に拡大した。もっとも、横浜の銅輸出額は、一八九七ころには全国の銅輸出額の四五割程度であったが、日露戦争後にシェアは縮小し、一九一一年には三八割となっている。

漆器と陶磁器の輸出は、一八九七年から一九一一年の間に、ともに約一・三倍になったが、横浜輸出に占める割合は減少する傾向を示した。全国輸出に占める横浜輸出の割合は、漆器は、一八九七年が約七七割、一九一一年が約六六割と、高い数値を示しているのに対して、陶磁器は、一八九七年で約三三割、一九一一年で約一三割となっている。

水産物の横浜輸出額は、一八九八年の約一二〇万円から一九一一年には約三〇〇万円に拡大した。水産物の全国輸出額に対する横浜輸出の割合は、一八九八年で約三三割、一九一一年で約四〇割と、かなり高い数値を示している。

明治末期になる、前掲表三―五六の「その他」欄の数値が大きくなってくるが、「その他」欄に含まれるものとしては、生糸以外の蚕糸類(熨斗糸・屑糸など)・砂糖・魚油・テールクロス・紙類・真田(経木真田)・百合根などが、比較的価額が大きい輸出品である。





輸出生糸のラベル

蔵館資料文化立県

生糸・絹織物の輸出

横浜生糸輸出の動向を図示すると、図三一七のとおりである。価額・数量ともに、変動はかなり激しいが、大勢では急速な増加傾向を示している。一八九六年から一九一一年までの一五年間で、横浜の生糸輸出量は、三九二万斤から一四四六万斤へと約三・七倍、輸出額は二八八三万円から一億二八八万円へと約四・五倍に拡大している。生糸輸出は、横浜がほぼ一〇割担当しているから、全国輸出の動向は同一である。

カ五八、フランス三六、イタリア四、イギリス〇・四、一九一一年には、アメリカ七〇、フランス一六、イタリア一一、ロシア二、イギリス〇・三である（『横浜市史』資料編二一六五ページ）。アメリカ向けが増加する傾向にあり、生糸輸出は、アメリカ市場の動向に左右される状態にあった。

アメリカの生糸輸入量は、一八九七年の一〇〇五万ポンドから一九一一年には二二三八万ポンドへと約二・二倍に拡大したが、そのうちで、日本からの輸入が占める割合は、五三割から六二割に増えている（『横浜市史』第四卷上 一一六ページ、第五表）。日本からの輸出生糸は、たんに量的にシェアを拡大したばかりでなく、質的にも優等糸の市場をイタリア糸との競争のなかで拡大させた。絹織物の緯糸として用いられる普通糸から、経糸用の優等糸の輸出へと質的に高度化したことは、輸出生糸の単価を引き上げて生糸の外貨獲得力をいっそう強化させたのである。